

第3次西尾市環境基本計画、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定 及び地球温暖化対策実行計画（事務事業編）改定支援業務委託 仕様書

1. 委託業務の名称

第3次西尾市環境基本計画、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定及び地球温暖化対策実行計画（事務事業編）改定支援業務委託

※本業務は、履行期間の異なる以下の業務から構成される

- (1) 第3次西尾市環境基本計画策定支援業務
- (2) 西尾市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定支援業務
- (3) 西尾市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）改定支援業務

2. 業務の目的

「西尾市環境基本条例」に基づき、平成29年3月に「第2次西尾市環境基本計画」（以下、「現行計画」という。）を策定、令和4年3月に中間見直しを行い、環境の保全及び創造に関する施策を総合的・計画的に実施している。現行計画は、本市の最上位計画である「西尾市総合計画」を環境面で補完するとともに、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」、生物多様性基本法に基づく「生物多様性地域戦略」等も含めた環境分野のマスタープランとなっている。

また、脱炭素社会の実現に向けた動きが活発化する中、市の事務事業に伴う温室効果ガスの削減に向けて地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を平成13年度に策定し、改定を重ねながら取組を進めている。

本業務は、これらの現行計画の進捗状況を把握し、十分に評価するとともに、環境及び地球温暖化に関する国や社会の動向等や本市の現状を整理し、より実効性のある計画として改定を行うことを目的とする。

3. 業務完了基準日

- (1) 第3次西尾市環境基本計画策定支援業務
契約締結日から令和8年3月31日まで
- (2) 西尾市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定支援業務
契約締結日から令和8年1月31日まで
- (3) 西尾市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）改定支援業務
契約締結日から令和8年3月31日まで

4. 業務の内容

●西尾市環境基本計画策定支援業務

- (1) 計画改定の背景・意義の整理

計画改定の趣旨、前提となる条件や考え方について本市の特性等を踏まえ、基本的事項を取りまとめる。

（２）既存資料調査

現行計画策定後に制定された法律や条例・制度、本市の関連計画や国・県の動向など、計画に反映すべき関連行政計画を調査・整理する。

（３）環境の現状の整理

本市の概況を始め、自然共生／資源循環／低炭素／安全安心・快適／連携協働・人づくりの５つの環境目標及び重点プロジェクトに関する現状を整理する。

（４）現行計画の評価と課題の整理

既存資料等をもとに、現行計画の施策等の進捗状況や達成状況を点検・評価し、併せてアンケート等各種調査結果を踏まえ、計画改定に向けた課題を抽出・整理する。

（５）環境関連施策・事業等調査及び施策目標の設定

庁内関係各課を対象にした環境関連施策・事業等の調査を実施し、その結果及び上記調査結果をもとに施策目標を検討し、設定する。また、目標を達成するための環境施策を整理し、取組内容を検討する。

（６）施策の進捗状況把握、評価方法の検討

推進体制を含め、施策の実行、効果の把握、実施状況の公表方法等、PDCAサイクルの考え方に基づき検討する。

（７）市民、事業者、関係団体の意識調査の実施及び分析

住民、事業者、小中学生を対象に、アンケート調査及びヒアリング調査を実施する。調査後、集計・分析を行い、調査結果を本業務の基礎資料とするとともに計画に反映するものとする。アンケート調査における受託者と自治体の分担表（案）を以下に示す。下記を基に、受託者と自治体で協議の上、分担を決定する。

ヒアリング調査については、本市と協議の上、５事業所程度にアンケート結果を踏まえたヒアリングを実施すること。その他、環境活動を行う団体についても、５団体程度にヒアリング調査を実施すること。

対 象	項 目	市	受託者
住民 (3,000人)	調査票の作成		○
	アンケートフォーム等の作成		○
	アンケートフォームURLの送付		○
	住民の抽出	○	
	宛名シールや切手等の購入		○
	宛名シールの作成	○	
	返信用封筒の準備（市の封筒を利用）		○
	調査票の印刷・封入・発送・回収（返送先）		○
	調査票の分析・計画への反映		○

事業者 (200事業者)	調査票の作成		○
	アンケートフォーム等の作成		○
	アンケートフォームURLの送付		○
	送付先事業者の選定、メールアドレス提供	○	
	宛名シールや切手等の購入		○
	宛名シールの作成	○	
	返信用封筒の準備（市の封筒を利用）		○
	調査票の印刷・封入・発送・回収（返送先）		○
	調査票の分析・計画への反映		○
小中学校 (全35校 各校1クラス)	調査票の作成		○
	各学校への依頼	○	
	アンケート回収	○	
	調査票の分析・計画への反映		○

（８）環境基本計画素案の策定

各種調査結果分析、環境審議会等の意見を踏まえ、課題や戦略、施策を整理し、以下の内容を取りまとめた計画素案を策定する。また、イラストや写真、グラフ等を活用し、市民が理解しやすい内容、表現とすること。

ア 基本構想

今後10年間の本市における環境行政の方向性、基本理念、コンセプト、目標等を設定すること。

イ 基本計画

設定された計画目標を達成するために取り組むべき施策を提案すること。

ウ KPIの設定

計画のKPI を設定すること。KPI は調査及び分析が可能なものであること。

（９）パブリックコメントに関する支援

パブリックコメントについて、意見集約、回答案の作成などの支援を行う。また、寄せられた意見を実行計画の改定に反映させる。

（10）各種会議の運営支援

市が設置する検討会議等を効果的かつ円滑に運営するため、次の会議等の運営、助言、提案、資料及び議事録の作成等の支援を行う。

ア 西尾市環境審議会（3回程度）

イ 西尾市環境基本計画庁内検討会議（策定委員会及び作業部会を各1回程度、合同会議を1回程度）

（11）業務報告書の作成

各種調査・検討結果等を業務報告書としてとりまとめる。

●西尾市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）改定支援業務

（１）情報の収集及び現状分析

ア 既存資料調査

本市における自然的・経済的・社会的状況について整理する。

また、環境問題に関係する国外、国内（国・他自治体・民間）の動向について情報を収集し、傾向や特徴などについて分析・整理する。また、本市の既存の関連計画などの動向を踏まえて、環境行政上の地域特性や課題について整理する。

イ 温室効果ガス排出量・森林吸収量の算定

温室効果ガス排出量を地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」に準拠した手法に基づき算定する。また、森林吸収量についても、温室効果ガス排出量と同様、マニュアルに準拠した手法に基づき算定する。

（２）区域内の温室効果ガス排出量の推計

地域の特性や温室効果ガスの排出状況を踏まえ、2030年、2035年、2050年における温室効果ガス排出量の推移を推計する。その際は、必ず、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」における「現状趨勢（BAU）ケース」を含む2つ以上のパターンの推計を提案すること。

（３）本市の温室効果ガスの将来推計結果を踏まえた地域の将来ビジョン・脱炭素シナリオの作成

本市の温室効果ガス排出量の将来推計結果を踏まえ、排出量実質ゼロを達成した社会の状態に必要な技術・施策・事業・行動変容などに対する本市の方針を明らかにした脱炭素ビジョン・脱炭素シナリオを作成する。

2030年度までの短期的な削減目標は、国の削減目標（2013年度比46%）を意識した目標とする。また、2050年の長期目標はカーボンニュートラルの実現を目指したものとする。

なお、脱炭素シナリオの作成に当たっては、具体的でわかりやすいものとする。

（４）本市の再生可能エネルギーポテンシャルや将来のエネルギー消費量を踏まえた再生可能エネルギー導入目標の作成

「再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS）」（環境省）などを活用した再生可能エネルギーのポテンシャルに関する調査を行うとともに、最新の再生可能エネルギー技術に関する情報や再生可能エネルギー別導入事例についても調査を行う。現実的に導入可能な再生可能エネルギーを種別ごとに導入目標量を設定する。

（５）地域の将来ビジョン・脱炭素シナリオ及び再生可能エネルギー導入目標の実現に必要な政策及び指標の検討並びに重要な施策に関する構想の策定

地域の自然的・経済的・社会的な特性や解決すべき課題を踏まえるとともに、地域の将来ビジョンや脱炭素シナリオ、再生可能エネルギー導入目標とのつながりのある政策の方向性や具体的施策について実現可能性を考慮して検討する。

(6) 施策および各主体の取組の検討・整理

温室効果ガス削減目標や排出量の将来推計の結果を反映させ、本市の特徴、課題などの地域特性を総合的に整理し、削減目標を設定する。また、削減目標を達成するための施策を整理し、具体的な施策目標を設定するとともに、実現に向けた実施スケジュール、対策の目標、進捗管理などを検討・整理する。

(7) 住民、事業者の意識調査の実施及び分析

西尾市環境基本計画策定支援業務（7）と合わせてアンケート調査を実施し、意見の分析・評価を行う。

(8) 西尾市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）素案の策定

基礎調査及びアンケートの結果分析により、課題や戦略、施策を整理し、本市の地球温暖化対策の方向性について以下の提案を行う。また、環境審議会等の意見を踏まえ、計画素案を策定する。

ア 基本構想

今後10年間の本市における地球温暖化対策の方向性、基本理念、コンセプト、目標等を設定すること。

イ 基本計画

設定された計画目標を達成するために取り組むべき施策を提案すること。また、施策を提案する際は、国や県の補助金等の活用も考慮すること。

ウ KPIの設定

計画のKPI を設定すること。KPI は調査及び分析が可能なものであること。

(9) 各種会議の運営支援

西尾市環境基本計画策定支援業務（10）と合わせて、会議等を開催し、会議等の運営、助言、提案、資料及び議事録の作成等の支援を行う。

(10) パブリックコメントに関する支援

西尾市環境基本計画策定支援業務（9）と合わせて、意見集約、回答案の作成などの支援を行う。また、寄せられた意見を実行計画の改定に反映させる。

(11) 温室効果ガス排出量算定支援システムの作成

Excelファイル形式とする。作成にあたっては、委託者と協議の上、排出量等を効率的に算出できるよう工夫すること。

(12) 業務報告書の作成

各種調査・検討結果等を業務報告書としてとりまとめる。

●西尾市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）改定支援業務

（１）計画改定の背景・意義の整理

現行の西尾市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の中間見直しとなるため、計画改定の趣旨、前提となる条件や考え方について本市の特性等を踏まえ、基本的事項をとりまとめる。

（２）既存資料調査

現行の実行計画策定後に制定された法律や条例、制度等を調査する。また、本市の関連計画や国・県の動向など、計画に反映すべき関連行政計画を整理する。

（３）温室効果ガス排出量の把握・分析

最新の地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアルに準じた方法で本市の事務・事業に係る温室効果ガスの排出量を把握する。

（４）温室効果ガス排出量の削減目標の設定

（３）における排出量の把握・分析結果等を基に、温室効果ガスの削減目標値を検討する。削減目標値は国の削減目標値の考え方も十分に踏まえること。

（５）温室効果ガス排出量算定支援システムの作成

Excelファイル形式とする。作成にあたっては、委託者と協議の上、市有施設等の排出量を効率的に合算できるよう工夫すること。

（６）公共施設の太陽光発電導入に向けたスクリーニング調査等

将来の公共施設への太陽光発電導入を見据えて、市と協議のもと、令和3年10月22日に閣議決定した「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」に基づく太陽光発電設備が設置可能な公共施設のスクリーニング調査を実施すること。

（７）庁内会議の運営補助・議事録の作成

西尾市環境基本計画策定支援業務（10）と合わせて、庁内会議等を開催し、会議等の運営、助言、提案、資料及び議事録の作成等の支援を行う。

（８）西尾市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）素案の策定

基礎調査により、課題や戦略、施策を整理し、市役所の地球温暖化対策の方向性について以下の提案を行う。

ア 基本構想

今後10年間の市役所における地球温暖化対策の方向性、目標等を設定すること。

イ 基本計画

設定された計画目標を達成するために取り組むべき施策を提案すること。また、施策を提案する際は、国や県の補助金等の活用も考慮すること。

ウ KPIの設定

計画のKPI を設定すること。KPI は調査及び分析が可能なものであること。

(9) 業務報告書の作成

各種調査・検討結果等を業務報告書としてとりまとめる。

5. 業務の実施体制

受託者は、行政の内情に精通した担当者を複数名（3名以上）配置し、本市の担当者と円滑に連携できる体制を整えるものとする。

また、業務に係る打合せは月1回程度とし、簡易的な打ち合わせを除き、原則現地（西尾市役所）での対応とする。

6. 報告書等の成果物

成果物とその提出場所は、次のとおりとする。

(1) 成果物

- ア 西尾市環境基本計画 20部
- イ 西尾市環境基本計画 概要版 20部
- ウ 西尾市地球温暖化対策実行計画（区域施策編） 20部
- エ 西尾市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）概要版 20部
- オ 西尾市地球温暖化対策実行計画（事務事業編） 20部
- カ 西尾市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）概要版 20部
- キ 温室効果ガス排出量算定支援システム（区域施策編）及び説明資料 一式
- ク 温室効果ガス排出量算定支援システム（事務事業編）及び説明資料 一式
- ケ 会議資料及び議事録 一式
- コ 各種調査報告書 一式
- サ 打合せ記録 一式
- シ 上記ア～ケの電子データ 一式

(2) 提出場所

西尾市 環境保全課

(3) 提出期限

令和8年3月31日（火）

7. 仕様の変更等

市は、やむを得ない事情により、仕様を変更する場合には、あらかじめ受託者の承認を得ることとする。また、仕様書の内容に疑義が生じた場合及び記載されていない事項が生じた場合は、市と受託者が協議して定めた上、受託者は市の指示に従うこと。

8. 本業務の一部再委託について

業務を実施するにあたり、原則再委託は認めないが、冊子のデザイン及び印刷製本については、一部再委託を行うことができる。なお、一部再委託を行おうとするときは事前に委託者の許可を得ることとする。

9. その他

- (1) 受託者は、本仕様書、企画提案書及び本委託契約に基づき委託者と綿密に連絡を取り、その指示等に従い誠実に業務を遂行しなければならない。
- (2) 業務を適正かつ円滑に履行するために、各会議、事前の打ち合せ等には、統括責任者及び主任技術者が出席するものとする。
- (3) 本業務で調査した内容やデータ整理などに使用した原資料等はすべて成果品の一部として提出すること。
- (4) 成果品の構成、印刷等は委託者の審査を受けて行うものとし、受託者は成果品の提出後であっても不備が発見されたときは、速やかに加筆訂正を受託者の負担で行わなければならない。
- (5) 委託に関する各会議及び事前の打ち合せ等に要する消耗品や経費は、受託者の負担とする。
- (6) 受託者は、本業務により知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。
- (7) 本業務に関して収集した情報、報告書等の著作権及び著作権は、本市に帰属するものとする。
- (8) 本仕様書に明記されていない事項であっても、業務上当然実施すべき事項、委託者が業務上必要と認める事項については、受託者において、受託金額内で実施するものとする。また、本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合は、その都度委託者と協議を行うものとする。
- (9) 本業務は、「令和6年度（第〇次補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）」を活用するため、本補助事業の主旨に沿った業務運営を行うこと。